町村の購読料は会費 の中に含まれております。

6

毎週月曜日発行

活

動

平

成

20年度政府予算編成、

施策で要望=

全国町村会

活

動

平

成

20年度政府予算編成及び施策に関する要望

< じ

活

動

市

町村合併を含めた基礎自治体のあり方などを諮問

第29次地方制度調査会が発足

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号:電話03 3581 0486 FAX03 3580 5955 発行人 山中昭栄: 定価1部40円・年間1 500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697 http://www.zck.or.jp



世界中で約10億人の人々が

題点は、 ている。 ことによって、栄養価が高く美味 や生産者に食糧が集中する。 や、奪い合いが起こり、富めるもの 飢餓が起これば、 することである。しかし、 さない。 しい国を中心に約1億人増加し続け 飢えている。 そこで、イネの遺伝子を解析する 将来の食糧事情は決して楽観を許 環境条件の悪い所でも育つスー 一人当たりの平均値で計算 食糧事情を考える上での問 そして毎年、 食糧の買い占め 世界的な 人口は貧

しているに過ぎない コメのタンパク質だけを単純に比較 動物性の肉タンパク質と、 パク質より栄養価が高い。これは、 であるから、世界で注目されてい 日本人はコメと共に、豆腐、納豆 コメは栄養価の面でも優秀な食品 動物性タンパク質は植物性タン 一般に一つの食品だけを比べる 植物性の

みそ汁などの大豆食品を一緒に食べ

ことが出来るのか、

これからの研究

期待される。

スのような品種の創出に結びつける

この遺伝子の解明を、 かす日本人のDNA」

スーパーライ 家の光協会)。 ると期待されている。

根源をなしてきた特別なものである。

このように、日本人にとって特別

日

本人チームが活躍していることは嬉 な意味のある稲の遺伝子解明に、

しいことである。(「イネゲノムが明

時代以来の農耕文化を形成してきた

植物であり、日本人の精神や生活の

パーライスを迅速に作ることができ

ンパク質にほぼ匹敵する。 いて形づくられてきた。稲は、 Ιţ れているのも自然の成りゆきである。 統的な食事は、 を組合せた時の栄養価は、 すべて稲の収穫サイクルに基づ 弥生

物であった。田植えや秋の収穫祭な あり、日本食が欧米で大いに評価さ ミノ酸を補うのである。日本人の伝 ることが多かった。 古来、稲は食物としてだけでな 日本の風土や文化を象徴する植 日本人の生活パターンや行 お互いに不足している必須ア まさに生活の知恵で このコメと大豆 コメと大 動物性タ 事

閑 話

休 題

目され 61 る

筑波大学名誉教授

村上 和

雄

(5)

日本食

写真募集

(4)

(2)

本誌表紙に掲載の写真を募集して います。

四季折々の風物や行事など適当な 写真がありましたらご寄贈下さ い。(写真には題名、町村名を付して下さい)

なお、採否は当方に一任願います。 送り先:全国町村会・広報部 町

2

第29次地方制度調査会が発足

は、今後、具体的な審議事項を決めた上で秋から本格的な審議に入る。併を含めた基礎自治体のあり方(監査機能の充実・強化 - などを諮問。同調査会で中村邦夫松下電器産業会長を選出した。初会合では、安倍晋三首相が、(市町村合政府の第29次地方制度調査会が7月3日、首相官邸で第1回総会を開き、会長に

(福岡県添田町長)は、「(平成の)大合併の検証をしないで合併をやれといわれても れる。 市町村に対する特別方策」の制度化を任期の2009年7月までに答申するとみら 議課題になるとの考えを示した。 27次調査会答申で「引続き検討」とされた、 簡単にはいかない」と注文を付けた。 スト合併新法」 安倍首相のあいさつを受けて、同調査会委員に就任した山本文男全国町村会長 そして、 翌10年には合併新法が期限を迎える。 平成の大合併は、 に向けて動き始めた。 第29次調査会は、 しかし、 いわゆる「西尾私案」等の具体化も審 会合後の記者会見で中村会長は、 合併新法後も残る「合併困難 新たな「ポ 第 な

した。

生まれるようお願いする」と要請

∞山本全国町村会長が「安易

しい。中核的な基礎自治体が地域対応できる地方自治を確立してほいく」との方針を強調。地方制度課題として地方分権改革を進めて課題として地方分権改革を進めて課題として地方分を強調。地方制度課題として地方分を強調。地方制度

で「(町村の) 6割が合併したが、を要請した。併せて、「このような取り組みを着実に行うことによって将来の道州制も視野に入ってくると思っている」とも述べた。これに対し、山本全国町村会長が「(町村の) 6割が合併したが、監査機能のが、(町村の) 6割が合併したが、

合併の効果があったかどうか分か合併の効果があったかどうか分からない。人件費や共通経費が減ったというが、そこに住んでいる住民のみなさんが、合併してよかったという声は大きくない」との認識を示した。その上で、「合併は識を示した。その上で、「合併はは、合併だけで片付けるわけにはは、合併だけで片付けるわけにはは、合併だけで片付けるわけにはは、合併だけで片付けるわけにはは、合併だけで片付けるわけにはいかない。検証が不十分だ」と指いかない。検証が不十分だ」と指いかない。

得ない。 の意見を聴いて、よりよい地域が なければ意味がない。ぜひ町村側 するんだということが中心になら の調査会は、 簡単にはいかない」と指摘。「今回 次の合併をやれといわれてもそう でなければ、合併の効果もつくり 民が心から合併を望むようなもの うにそれぞれ状況があって合併し 住民の方々が賛成しないというよ ている町村は合併をしたくない ていない」との実情を強調し、「住 合併しても効果がない、あるいは さらに、 合併の検証をしないで、 山本会長は「いま残っ 町村はいったいどう

考えを示した。

考えを示した。

考えを示した。

考えを示した。

考えを示した。

考えを示した。

考えを示した。

考えを示した。

分担を抜本的に見直す」よう要請が主役となるため国と地方の役割政・国の縛りがあるとして、「地方岡山県知事が、現場では二重行三のほか、初会合では石井正弘

が少ない地方税源の充実・強化を 併せて、 よう審議を要請した。 を高め自らの判断で決定できる. まで以上に議会が自主性・自立性 自己責任が高まるとして、「 これ 第二次分権改革に伴い自己決定・ 会議長会会長 (広島市議長) また、 地方消費税など税源偏在 藤田博之全国市議 が

とも予想される。 審議スタイルに変化が出てくるこ がつとめていたことから、 小委の委員長は総務事務次官OB あったといわれるが、これまで同 た。菅義偉総務相の強い意向が B (総務省、財務省)が排除され わったが、今回、同委員から省〇 を構成する学識経験者の大半が変 実質的な審議を行う専門小委員会 した。なお、 嗣関西学院大教授をそれぞれ選仟 事)、専門小委員会委員長に林官 また、 博慶応大教授 (前鳥取県知 初総会では、 第29次調査会では、 副会長に片 今後、

町

「窓口町村」 の制度化を本

安倍首相があいさつで述べたよう 総会で正式決定した上で秋から本 的な審議に入る。 委員会で審議事項を絞り込み 第29次調査会では、 基礎自治体のあり方」 審議項目のう 今後、 では、 専門

> 言える。 そうだ。 議会のあり方も検討課題に浮上し 強化」では、 つくる」(安倍首相)ことが狙いと に掲げているが、その「受け皿を た「行政体制の整備」を審議事項 具備した地方政府の確立」に向け 政権、自治財政権、自治立方権を 方分権改革推進委員会が「自治行 自治体のあり方」がテーマだ。地 ための「市町村合併を含めた基礎 主役となれるよう体制を整える」 に「中核的な基礎自治体が地 また「監査機能の充実・ 監査制度のほか地方 域の

「西尾私案」等の制度化が俎上にの ぼる。 後の「宿題」とした、いわゆる 体的には、第27次調査会答申が今 「基礎自治体のあり方」では、具

Ιţ

(合併新法)のあり方を提言したも 式・事務配分特例方式・広域連携 の方策」として、 猛反発で消えたが、同答申には その審議過程で浮上した、 Ιţ る「西尾私案」は全国町村会等の る現・合併新法が制度化された。 市町村等を対象に都道府県知事が あり方に関する答申」・33年11月) 合併困難な市町村に対する特別 合併構想」を作成して合併を進め 同答申(「今後の地方自治制度の 合併特例法の失効後の新法 同答申を受けて、 ·内部団体移行方 1万人未満 いわゆ

> る」と明記した。 げて「引き続き検討する必要があ の新たな方策 - の3つの方策を挙

いる 中、 (または近隣基礎自治体に委託)も かかる広域連合の活用には消極的 的が「経費節減」 も予想されるが、 村連合」も検討の対象となること お、「広域連携の新たな方策」 の。「窓口町村」の制度化だ。 の事務は都道府県に義務付け 等の一部のみを処理させ、 れた事務のうち「窓口サービス」 小規模町村には法令上義務付けら わゆる「事務配分特例方式」 町村に編入する仕組み。 する「内部団体」として合併新市 市町村は条例で定める事務を処 併(事実上の強制合併)させ、 道府県が関わる手続き」により合 の拒否で合併できない場合に「都 全国町村会が提案した「市町 合併を望むものの周辺市町 わゆる「内部団体移行方式 総務省は、よりコストが に重点を移して 市町村合併の目 また、 その他 は な い で る

法はその翌年の10年3月に失効す 化の検討に入るが、 総務省では、 期の9年7月までには答申する。 の3方策を中心に検討を進め、 自治体のあり方」については、 第29次調査会では、 同答申を受けて制度 現行の合併新 今後、「 ٦ 任

平成の大合併の「締めくくりの切 た新たな制度を用意するもので、 後も残る小規模市町村を対象にし の両制度は、 まさに、「内部団体」「窓口町 現行の合併新法

り札」になりそうだ。

(6月4日)が、「地域コミュニ ニティ研究会の 役割を果たすことも想定される。 が今後の市町村合併の ティの再生に向けた対応策を提言 も崩壊しつつある地域コミュニ ティ基本法」を提案した。 いずれ めに」(5月30日)では「コミュニ とめた「地域社会の再生に向けて た、自民党の地方行政調査会がま の体制整備」を総務省に要請。 ティ再生に向けた施策推進のため するとみられる。 したものだが、 ミュニティ対策も検討課題に浮上 パブリックマインドの蘇生のた 併せて、第29次調査会では、 結果として、それ 中間取りまとめ. 総務省のコミュ 受け皿」の ま

(自治日報記者 井田正夫)

諮問」の全文

行財政制度のあり方につい済情勢の変化に対応した地方 図る観点から、 充実・強化等の最近の社会経 自治体のあり方、 市町村合併を含めた基礎 地方自治の一層の推進を 調査審議を求 監査機能の

村

町

活 動

Ŧ

施策 誆 循 过

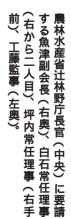
役員が実行運動を展開

(左奥)、古木監事 (左から二人目)、藤 今井常任理事 (右手前)。 井監事(左手前)、湯田常任理事(右奥)、 **冝総務大臣 (中央) に要請する山本会長**



任理事 (左奥)、奥田監事 (左手前) 局総務課長 (右手前) に要請する宮城常 厚生労働省水田保険局長(右奥)、唐澤同







年度政府予算編成および施策に関する要望」 参両院議員に要望書を提出した。 ため関係省庁に実行運動を行うとともに、 全国町村会 (会長・山本文男福岡県添田町 7月5日、理事会を開催し、「平成20 会議終了後に役員が要望事項実現の 衆

を決定、

ĺţ

はかり、多様性と創造性に溢れた社会を実現

要望書は、

地域の自主性・自立性の確立を

(要望書全文は次ページに掲載) 映させることを求めるものである。 題の解決を図るための施策を明年度予算に反 ぶもので、 活基盤の強化、 財源の充実確保をはじめ、 的・主体的な地域づくりを進めるための一 するための分権改革の推進や、 現下の町村が直面している重要課 農林漁業対策など40項目に及 保健福祉対策、 町村が自 般 生 主

1 地方分権の推進

平成20年度政府予算編成及び施策に関する要望

スタートし、 としている。 た地方分権改革推進計画を策定する な制度上又は財政上の措置等を定め 施行により、 本年4月、 地方分権改革推進法の 第二期地方分権改革が 国は今後3年間で必要

らない。 ばならず、財政力の弱い小さな自治 り、どの地域に暮らしていても「豊 に溢れた社会を実現することにあ 民の満足度を高め、多様性と創造性 体に特に配慮したものでなければな かな自治」 自主性・自立性の確立をはかり、住 をより拡大させるとともに、 真の地方分権改革は、 を実現するものでなけれ 地方の役割 地域の

の規模や単なる数字だけでつくりあ が自然な姿であり、基礎自治体をそ 流れに逆行するものである。 げようとするような議論は、 れば、多様な自治体が存在すること 土、歴史、文化等の地域事情を考え 礎自治体のあり方は、我が国の国 また、 地方分権の担い手となる基 分権の

実現されたい。 た役割を十分に認識し、 よって国は、地方分権を進めるに 町村がこれまで果たしてき 次の事項を

2 確化と権限の移譲を推進すること。 国と地方の二重行政の解消等に 国と地方の役割分担の 層

活

急に設置すること。 行う「(仮)地方行財政会議」を早 3 政府と地方の代表者等が協議を よる行政の簡素化をはかること。

強制しないこと。 4 市町村合併をいかなる形であれ

2 町村財政基盤の強化

保が不可欠である。 進めるためには、一般財源の充実確 組んでいるところであるが、 進する大きな役割が求められてい 源循環型社会の構築等の環境施策の 遅れている生活関連施設の整備、資 会福祉施設等の充実、相対的に立ち 業の振興はもとより、 より自主的・主体的な地域づくりを らも積極的に町村行財政改革に取り る。このため、厳しい条件の下、自 施など少子・高齢社会への対応、社 町村は税源が乏しい中、農林水産 各般の政策課題を着実に推 介護保険の実 町村が

れたい を強化するため、 を推進するとともに、町村財政基盤 の基本理念に沿って、 よって、 国は地方分権改革推進法 次の事項を実現さ 地方分権改革

町村税源の充実強化

税収入の大幅な乖離を縮小するため ものであり、 担保する、地方自治の基礎を支える 地方税は、地方分権を実質的に まずは、 地方の歳出規模と地方 国税と地方税の税源

配分を5:5とすることを目途に、 ある地方消費税と個人住民税を充実 次により、 ア 偏在性の少ない居住地課税で その充実強化をはかるこ

ځ 1 から2・5:2・5にするこ 消費税と地方消費税の割合を

強化すること。

上乗せすること。 個人住民税所得割をさらに3% 所得税から住民税へ税源移譲

地域偏在性の比較的大きな税目構成 税目構成とし、地方交付税の原資は となるようにすること。 イ 地方税は地域偏在性の少ない

حے 見直しについても、 町村の実情を考慮し、 に及ばないことが懸念されるため、 もに少なく、税源移譲の効果が十分 たっては、町村は人口、従業員数と ウ 具体的な税源移譲の検討にあ 併せて検討する 分割基準等の

引き上げや諸控除の見直しを検討す 担分任を基調とした基幹的な税目で わないこと。 るとともに、 置すること。その際、 あるので、安定的に充実するよう措 (2) 個人住民税は、 新たな政策的控除は行 町村における負 均等割の税率

保険料において同様の制度が既に導 特別徴収については、所得税や介護 はかる観点から、公的年金等からの 宜や市町村における徴収の効率化を また、公的年金受給者の納税の便

> 民税においても早急に実施するこ 入されていることを踏まえ、 個人住

すること。 法人住民税総額についてこれを確保 (3) 町村にとって重要な税源である

また、分割法人の法人住民税につ

正化すること。 える等の措置により、 いて、課税標準にかかる分割基準に 事務所または事業所の固定資産を加 配分割合を適

保できるよう配慮すること。 幹税目であることから、安定的に確 安定性に富む、町村財政における基 固定資産税は、 収入の普遍性

価方法を堅持すること。 税としての性格を踏まえ、 償却資産について、 現行の評 資産課

貴重な財源となっていることから、 防施設等の整備や観光振興のための る町村にとって、環境衛生施設、消 本税を充実し、現行制度を堅持する (5) 入湯税は、温泉観光地の所在す

付されており、特に山林原野の多い 10分の7がゴルフ場所在市町村に交 をはかる上で重要な役割を果たして 町村の貴重な財源として、 密接な関連を有している。収入額の 環境対策など町村の行政サービスと いるため、 (6)ゴルフ場利用税は、 現行制度を堅持するこ 道路整備、 地域振興

げること 軽自動車税の各種税率を引き上

6

動

用を下回っている現状となっている 一台当たりの税収入額が徴税費 原動機付自転車について 税率を大幅に引き上げる

を義務付けること。 録・抹消登録時において、 をはかるため、 (8) 道路特定財源については、 また、軽自動車税の徴収率の向上 軽自動車等の移転登 納税確認 道路

とともに、その早期導入をはかるこ 町村財源が強化されるよう配慮する る役割及び財政負担を十分勘案し、 環境施策において町村の果たしてい の安定確保をはかること。 村道の現状を踏まえ、その所要財源 が果たす役割や整備が遅れている町 いわゆる環境税制については、



総務省瀧野総務審議官(当時)に要請

第2608号

ら非課税等特別措置については、 らに整理合理化すること。 (10) 租税負担の公平を期する見地か さ

化を行うこと。 特に、固定資産税等の非課税措 課税標準の特例措置の整理合理

ならないようにすること。 課税の取扱いについて、課税強化と ては、自治会等の地縁団体に対する いよう、必要な措置を講じること。 ては、地方への支障を来すことのな (1) 非営利法人制度の改革にあたっ 国の租税特別措置等につい

の退職後の適当な生活の維持をはか されている仕組みについて、 るため、現行と同様の適切な税制上 たに公務員制度として設けることと 方公務員共済年金制度において、 被用者年金の一元化に伴い、 公務員 新 地



農林水産省山田生産局長に要請

2 の措置を講じること。

保すること。 地方交付税 (地方共有税)総額を確 ③ 町村の安定的財政運営に必要な

あるので、 が拡大する財政力の弱い町村に対し 方交付税 (地方共有税)の所要額を て、地方交付税 (地方共有税)の財 また、税源移譲に伴い財政力格差 個別町村においても、

うな町村の多様な財政需要を的確に る簡素な基準が導入されたが、 のないよう、所要額を必ず確保する 村の行財政運営に支障をきたすこと 反映するための工夫を重ね、 口・面積も千差万別である。 このよ 等の条件不利地域であり、 の町村は、過疎、山村、離島、 素化のため、人口と面積を基本とす 基準財政需要額の算定方式の簡 その人 個別町 豪雪 多く

法の早期成立をはかること。 末専決を行わなくてもよいよう、 地方交付税の充実強化 地方税法改正については、 年度 同

有税調整金」) に変更すること。 交付税交付金」については「地方共 ため、名称を「地方共有税」(「地方 地方交付税は地方の固有財源で その性格を制度上明確にする

ること。 国の一般会計を経由せず交付税(地 方共有税) 特別会計に直接繰り入れ 地方交付税 (地方共有税) は

財源保障を強化する必要が 地

必ず確保すること。 (9)

見を十分踏まえるとともに、スケー について検討する場合は、 う配意すること。 政運営に支障をきたすことのないよ ルメリットが働きにくい町村の行財 地方交付税 (地方共有税)制度 町村の意

是正すること。 るなど人口を中心とした配分基準を 化防止等に重要な役割を果たしてい ることを考慮し、面積要素を加味す い面積を有し、国土保全、地球温暖 また、町村が人口割合に比べて広

以上の縮減は行わないこと。 なお、段階補正については、 これ

き上げること。 の財源不足が生じる場合には、 共有税 (地方交付税) の法定率を引 (6)国の政策減税の実施に伴い地方 地方

借入れは行わないこと。 なお、特例加算や特別会計による

ζ るとともに、策定に向けてのスケ ジュールを早期に提示すること。 地方6団体の参画を得て作成す 「中期地方財政ビジョン」につい

現況と課税客体に乏しく、 率の見直しについては、 ない町村の実情を十分考慮するこ 今後の市町村分に係る留保財源 町村の公債費負担が増嵩してい 町村財政の 人口の少

適正に見直すこと。 ることに鑑み、対象事業の実情を考 元利償還金に対する算入率を

3 国庫補助負担金の廃止(一般財源

することや事務事業を廃止するなど 国庫補助負担金を廃止(一般財源化 既に提出済みの「国庫補助負担金等 する国の財源については、 により確実に措置すること。 に関する改革案」を着実に実施し、 (1) 国から地方への税源移譲に対応 地方から

ことを当面の目標とすること。 般財源化)すること。そのため、国 国庫補助負担金そのものを廃止 (一 ので行うべきではなく、財政面にお 庫補助負担金の総件数を半減させる ける地方の自由度を高めるために、 となどは単なる負担転嫁にすぎない (2) 地方債の充実改善 国庫補助負担率をカットするこ

保すること。 長期・低利の公的資金を安定的に確 金調達能力が弱いこと等を踏まえ、 総額を確保するとともに、町村は資 を推進するため、地方債資金の所要 町村が生活関連社会資本整備等

要額を確保すること。 種施策を推進するため、 また、 過疎地域の自立促進に向けた各 辺地債の所要額を確保する 過疎債の所

یے

町

確保すること。 件の緩和をはかり、 の対象範囲を拡大するとともに、要 の繰上償還制度については、更にそ ③ 高利の公的資金にかかる地方債 財政の健全性を

まえ、 第三セクター 等の経営状況に鑑 第三セクター に関する指針を踏 運営改善のための所要の措置

を講じること。

3

国・地方間の財政秩序の確

立

かに実態を把握し、完全解消するこ 共団体の超過負担については、速や 3 国庫補助負担金等に係る地方公 設することは、厳に行わないこと。 有する新たな国庫補助負担金等を創 従前と同一又は類似の目的・内容を 2 国庫補助負担金の廃止に伴い 財源化等を積極的に推進すること。 活力に満ちた地域社会を実現するた ことができるようにし、個性豊かで 断と責任において、 り、第二期地方分権改革が確かな第 なる移譲及び国庫補助負担金の一般 一歩を踏み出した。 地方分権改革推進法の施行によ 国から地方への権限・税財源の更 国は次の事項を実現されたい。 行政を運営する 町村が自らの判

改革を一層推進すること。 転用等について、その運用・関与の また、 補助対象資産の有効活用・

ح ıΣ 修費用等について財政措置を講じる 発・変更の必要がある場合、その改 国の新規施策及び制度改正によ コンピューターシステムの開

国が所管する関係団体の整理・統合 革の推進を阻害していることから、 財政を圧迫し、町村が行う行財政改 い負担金 (法令外負担金)が、 5 町村が負担する法令に基づかな の検討及び負担金等の削減について 町村

> 4 展に対応した情報化施策 情報通信技術 (IT)の

ŧ 推進 どこでも、

となるよう適切な措置を講じるこ の軽減、情報化の推進に資するもの テムについては、 Ų 住民基本台帳ネットワークシス 次の事項を実現されたい

盤整備について、適切な措置を講じ 政手続のオンライン化」にかかる基 ること。

行うとともに、放送事業者と連携 民の理解を得れるよう的確な広報を 住民生活向上対策を推進すること。 5 シー)の向上を図るため、IT活用 4 住民の情報活用能力(情報リテラ 地上デジタル放送について、 電波状況等による地域間格差が

の進

享受できる社会の実現に向けた各種 点から、 サービスの向上、行政の効率化の観 の政策が進められている。

対

IT新改革戦略により、 誰でもITの恩恵を いつで

である。 電子行政の推進は住民の利便性や 町村にとっても重要な課題

よって、国は町村の取組みに

2 「総合行政ネットワーク」や「行 市町村の事務負担

電子データを活用すること。 め国から提供される情報については 町村の事務の効率化をはかるた

3

生じないよう適切な措置を講ずるこ

必要な措置を講じること。

ځ

等 6 講じること。 の整備、 における地理情報システム(GIS) 度情報通信社会の基盤と捉え、町村 地理的位置や空間に関する情報 国土空間デー タ基盤の整備を高 普及の促進に適切な措置を

国土政策の推

5

いる。 の保全や地域社会の維持に苦慮して 少子・高齢化が進行しており、国土 山漁村を抱える町村は、人口減少と 拡大している。とりわけ、多くの農 ながら、近年、 をはかることが基本である。しかし 国土政策は、国土の均衡ある発展 様々な地域間格差が

の国土づくりを展開する必要があ わたり担っていけるよう、 性を活かした適切な役割を、 いる地域の国土基盤の整備を急ぐと ともに、全国のそれぞれの地域が特 こうした中、相対的に立ち遅れて 地方重視 将来に

害の教訓を踏まえ、災害に強い安全 ことにも配慮すべきである。 なまちづくり、むらづくりをはかる よって、 また、 近年頻発している各種大災 国は次の事項を実現され

村地域の形成のため、 付けを明確にし、持続可能な農山漁 極的に評価するとともに、その位置 は、農山漁村地域の果たす役割を積 国土形成計画の策定にあたって 国において総

住にも配慮して広く地方に分散・立

町

ること

活 動

う十分に配慮すること。

合的な施策を推進する内容となるよ

8

協議会に町村を加えること。 向を反映させるため、広域地方計画 農山漁村地域を抱える町村の意 た、広域地方計画を策定する際

なお、

整備が遅れている生活基盤

業の地方分散を推進すること。加え 2 し、推進すること。 担い手確保等のための施策を確立 緊の課題となっていることを踏ま については地方定住、特に若者の定 農地等、 の整備を推進するとともに、森林、 災害に強い国土づくりのために 長期的視点に立って人口及び産 国民の幅広い合意を基礎とした 国の行政機関、 国土資源の保全、管理が喫 研究学園施設等

を講じること。 移譲を進めるとともに、 に資する情報の提供等、 る地域づくりを推進するため、 地させること。 地域主導による個性的で魅力あ 地域づくり 適切な措置 権限

漁業振興対策等、各般の施策を総合 め、農山漁村活性化対策並びに農林 住みやすい地域として再生するた 農山漁村地域を活力にあふれた 計画的に推進すること。

土管理に配慮した適切な措置を講じ 等により放置されている山村の森 また、 中山間部農地等については、国 人口の減少と高齢化の加速

> حے 5 線等の高速交通網の整備を推進する 高規格幹線道路及び空港、 新 幹

> > また、

を積極的に推進すること。 躍的な増大に鑑み、地方空港の整備 航空輸送の果たす役割の飛

推進すること。 で、早期着工、早期完成を目指して めに不可欠なプロジェクトであるの を実感できる国民生活を実現するた 土の均衡ある発展をはかり、豊かさ 整備新幹線については、 玉

報化を推進すること。 向上のため総合的、計画的な地域情 情報格差の是正、 住民サービス

切な措置を講じること。 通信事業者と連携して推進する等適 CATV等の情報通信基盤の整備を 光ファイバー網、 移動 通信、

間格差が生じないよう適切な措置を 講じること。 と連携して、電波状況等による地域 な広報を行うとともに、放送事業者 ζ また、地上デジタル放送につい 国民の理解を得られるよう的確

حے に定める目標を達成するため、 整備及び海岸整備を着実に推進する 次期「社会資本整備重点計画」 港湾

6 環境保全対策の 推進

質処理、さらには地球環境問題な とっても重大な問題となっている。 循環型社会への取り組みや有害物 廃棄物の処理は地域の住民に

> ている。 率的、効果的な取り組みが求められ 的な動向を踏まえ、 温室効果ガスの削減のための効 町村におい

ては、次の事項を実現されたい。 全対策を展開できるよう、国におい 計画的な廃棄物処理対策及び環境保 このような中、

に推進すること。 を策定するとともに、 1

進するため、適切な措置を講じるこ また、廃棄物処理施設の整備を推

進すること。 対策及びRDF施設の安全対策を推 なお、ダイオキシン等の有害物質

等の法的責任の強化と監視体制を確 立すること。 ては、製造、販売業者及び処理業者 棄物及び産業廃棄物等の処理につい (2) 般廃棄物、 建設廃材、 処理困難廃

の対策を強化すること。 に、不正軽油の製造を防止するため 止のための対策を充実するととも

適切な措置を講じること。 廃棄物処理施設の解体に対して

するとともに、 すること おける環境影響等の実態調査を推進 廃棄物処理施設等の周辺地域に 環境整備対策を検討

地球温暖化防止に係る国際 て かつ効果的な対策を確立するととも に、多大の財政負担等を強いられて を いる地元町村に対して適切な措置を (5) 関係省庁が一体となって総合的 外国等からの海岸漂着物の処理

町村が総合的かつ

2

講じること。

廃棄物処理対策の改善強化 次期 廃棄物処理施設整備計画. 同計画を着実

有毒な新素材の使用を禁止し、

また、硫酸ピッチ等の不法投棄防

(3)

形成を推進すること。 の3Rに重点を置いた循環型社会の ス (再使用)、リサイクル (再利用) 健全な循環型社会の構築 リデュース(発生抑制)、リユー

な 3 R、 責任や拡大生産者責任に基づく適正 計画」の策定にあたっては、排出者 また、 次期「循環型社会推進 処分等を強力に推進するこ

(家電リサイクル法) の見直しにあ ること。 たっては、 (2) 「特定家庭用機器再商品化法」 次の事項について留意す

すること ンジ等をはじめとする普及が著しい ブラウン管型以外のテレビや電子レ への適切な対応をはかる観点から、 家電製品についても対象品目に追加 資源の有効活用及び有害物質

販売時に徴収する仕組みに改めるこ リ・リサイクルにかかる費用を製品 視体制の整備をはじめ、引き取 不法投棄への防止策として、

合は、 者 町村が不法投棄物を回収した場 製造業者等の責任で行うことと その回収費用を製造業者等の 不法投棄物の回収は、 小売業

活 動

ح とならないよう万全の措置を講じる 負担とするなど、町村の新たな負担

の強化など厳しく対応すること。 製造業者等が設置する指定引 不法投棄者に対し、 罰則規定

び役割分担について、 管に係る町村と事業者の費用負担及 はかるとともに、分別収集・選別保 取場所を増設すること。 を行うこと。 原則に基づき、事業者責任の強化を の基本理念である拡大生産者責任の 度の確立のため、循環型社会づくり 持続的な容器包装リサイクル制 適切な見直し

構築すること。 また、リターナブルびんの普及 リユー スを優先させる仕組みを

講じること。 負担とならないよう、 回収費用などについて、 の運用にあたっては、不法投棄車の 関する法律」(自動車リサイクル法) (4)「使用済自動車の再資源化等に 万全の措置を 町村の財政

町

むよう強力に指導すること。 の向上や廃棄物の量の削減に取り組 に、製造業者が製品のリサイクル性 不法投棄対策に万全を期するととも 国・製造業者の責任を強化して 低コストのリサイクル技術の開

よって、

国は次の事項を実現され

生利用対策を強力に推進すること。 立と需要の拡大等総合的な廃棄物再 リサイクル製品の流通体制の確

「地球温暖化対策の推進に関する 地球温暖化対策の推進

> 極的な支援体制を構築すること。 法律」に基づき町村が策定する「実 4 行計画」に基づく温室効果ガスの削 減目標を確実に達成できるよう、 アスベスト問題に係る対策の強 積

講じること。 安心を確保するために万全の措置を 総合対策」を強化し、 後の被害を未然に防止するための対 いて定めた「アスベスト問題に係る 応、国民の有する不安への対応につ 隙間のない健康被害者の救済、 国民の安全と 今

5 環境教育の推進

材の育成等により、学校、 構築するため、 ること。 域社会等における環境教育を推進す 環境を保全し、持続可能な社会を 場や機会の拡大、 職場、 地 人

7 地域活性化対策の推 進

から、財政基盤の弱い町村を重点的 構築する必要がある。 定住する豊かで住みよい地域社会を 高齢社会への対応をはじめ、 に活性化し、地域経済の再生、少子・ 国土の均衡ある発展をはかる見地 若者も

している地域活性化施策を強力に推 う、各省が連携し、政府一体で展開 る政策課題に重点的に取り組めるよ の構築に向け、少子・高齢化への対 応、地域資源の活用促進等、 1 町村が個性と活力ある地域社会 当面す

化をはかること。 進すること

益的役割に鑑み、 ر چ 雇用を確保するため、農山漁村地域 め、文化、スポーツ施設の整備及び 4 農山漁村地域が果たしている公 参加の促進対策等を強力に支援する 有効活用を促進するとともに、 住民

め、森林・林業振興対策を推進する また、地域材の利用を促進するた

ځ 5 地域経済活性化対策を推進する とともに、 適切な措置を講じるこ

流・協力事業及び在日外国人に関す Ś 6 ること る対策等について適切な措置を講じ ため、町村が実施している国際交 また、地域の自主性を尊重し 地域雇用対策を推進すること。

緊急に整備する必要があるので、 域の実態に即した適切な措置を講じ 物処理施設等の生活環境施設などを 校等の教育施設、公共下水道、 人口が急増する町村は、 小·中学

策について、町村が積極的に地域活 性化に取り組めるよう、施策の体系 関係各省の様々な地域活性化施

3 地域づくりと住民生活充実のた 置を講じること。 化に取り組めるよう、 また、産学官が連携して地域活性 適切な支援措

活性化対策を推進すること。 後継者の育成及び

ے

国際化に対応した地域づくりの

廃棄

ること。

8 地域保健医療対策の推

の高度化や多様化等に対処するた サービスに対する地域住民のニーズ 進することが必要である。 増加等による疾病構造の変化、保健 急速な高齢化の進展、慢性疾患の 総合的な地域保健医療対策を推

たい よって、国は次の事項を実現され

地域保健の充実

- 置を講じること。 母子保健事業について適切な措
- (2) 確保をはかること。 保健師、助産師、 栄養士等の養
- 地域医療体制の充実
- (1) 医師等の確保について

ること。 うなど、早急に医師確保対策を講じ 科について、医師の斡旋・調整を行 する医師不足が深刻化している診療 産婦人科医・小児科医を始めと

体的な方策を講じること。 研修終了後、一定期間過疎地域等へ 地域への定着を促進するため、 勤務することを義務付けるなど、具 地域医療を担う医師の養成と 臨床

もに、 を講じること。 の地域偏在について、 診療報酬改定に伴う看護職員 看護職員の養成をはかるとと 早急に改善策

(2) 自治体病院の安定的運営のため 自治体病院に対する支援につい

かかる診療報酬の減額について、 医師標欠及び看護職員の配置基準に 自治体病院に対し、 じるとともに、不採算部門を抱える 疎地域等の現状に鑑み緩和措置を講 財政支援を充実 過

(3) へき地医療の充実・確保につい

推進すること。 3 的な対策を講じること。 にあたっては、国においても、 第10次へき地保健医療計画の実施 救急医療体制の体系的な整備を 総合

9 少子化社会対策の推進

めて深刻さを増している。 去最低を更新し、少子化傾向はきわ 進展しており、合計特殊出生率が過 我が国においては急速に少子化が

通じて、 響として少子化による世帯規模の縮 現役世帯の負担の増大が懸念され を与え、 働力人口の減少、消費支出の減少を 経済的影響として生産年齢人口や労 小や地域社会の活力が低下衰退し、 人口減少社会の到来は、社会的影 経済成長にマイナスの影響 更に社会保障負担に対する

る啓発活動を積極的に行うなど、 力について、 ζ 子ども・子育て応援プラン」に沿っ よって、 次の事項を総合的に推進するこ 国は、子育ての価値、 国民全体の認識を高め 蚌

多様かつ柔軟な保育サービスを

第2608号

援を充実すること。 含め、子育て世帯に対する経済的支 親家庭の医療費に対する助成などを 2 乳幼児医療費の無料化やひとり

推進すること。

と家庭の両立等働き方の見直しをは 3 男性の子育て参加の促進、 かること 仕事

4 男女共同参画社会づくりを推進 すること。

はかること。 5 若者の就労支援等の自立促進を

10 障害者保健福祉施策の推 進

を図る必要がある。 よう、福祉施策を推進し、 活又は社会生活を営むことができる 力及び適性に応じ、自立した日常生 暮らすことができる地域社会の実現 障害者及び障害児がその有する能 安心して

よって、 国は次の事項を実現され

2 障害者の社会参加を推進するこ ること。 1 次期「障害者プラン」を策定す

3

財政調整について

各種福祉サービスの充実をはかるこ 3 障害者の自立支援を目的とした لح

措置の拡充をはかること。 11 4 重度障害者の医療費に係る助成 老人保健福祉対策の推進及

介護保険制度は国民の間に定着し び介護保険制度の円滑な実施

ಶ್

は、実態に即した適切な措置を講じ り高額な保険料となる場合について 2 保険料について ること。 (1) 保険者の責に帰さない事由によ

低下により生じる歳入欠陥について う (2) 国民健康保険料 (税)の収納率 介護保険料の上乗せ賦課に伴

加味すること。 算定基準に介護保険施設の病床数を 財源とされているが、調整財源につ いては25%の外枠とするとともに (1)

国及び都道府県において負担するこ (2)

要介護認定について 公平、公正かつ迅速な認定を確

途を辿り、これに伴い給付費もまた 急速に増大している状況にある。 つつある一方で、利用者が増加の一

う制度の更なる充実を図る必要があ が安心してサー ビスを受けられるよ 超高齢社会を迎えるなか、利用者

たい。 よっ ζ 国は次の事項を実現され

1 保険者について

運営を推進すること。 都道府県単位の広域連合組織等での 正かつ、効果的な制度運営のため、 市町村が希望する場合には公平、 市町村が保険者となっているが 公

Ιţ 適切な措置を講じること。

国の負担25%のうち5%が調整

財政安定化基金にかかる財源は

4 (1)

> 統一見解の提示及び連絡調整を行う 任において審査基準や不服に対する 実なものとするため、 本部並びに生活圏域を単位として審 都道府県の青

ر ع 情に応じた審査体制の整備をはかる 査判定を行う支部を設置すること。 (2) 認定審査会については地域の実

5 介護報酬等について

ځ ど、実態に即した見直しをはかるこ なっているが、これを一本化するな 体介護と生活援助の二類型設定と 訪問介護の給付については、身

ح り扱いについては原則制度外とする (2) いわゆる「介護タクシー」の取

については低所得者に十分配慮する ③ 介護保険施設の住居費等の徴収

する場合は購入可能とすること。 提供を行うとともに、利用者が希望 目の選定・利用に関する適切な情報 (4) 福祉用具の貸与については、 品

を充実すること。 する度合いが高いという現状に鑑 み、現金給付の制度化を含め支援策 家族介護に対する評価について 町村においては家族介護に依存

1要件は削除すること。 る基準について、 同居家族に対する訪問介護に係 時間規制の2分の

務については、円滑に処理できるよ サービス提供事業体等について 市町村において行う苦情処理事

活 動

切な措置を講じること。 う支援体制を強化するとともに、 市町村特別給付については法 適

8 (1) 介護基盤の整備について 市町村介護保険事業計画に基づ 政省令等によって関与しないこ

め適切な措置を講じること。 の育成・確保等にかかる支援策を含 よう、介護基盤整備については人材 き介護サービスが適切に提供できる 介護療養型医療施設の廃止に伴

じること。 び地方交付税による万全の措置を講 が必要とする事業に対する地方債及 な措置を講じること。 う地域の実情に十分に配慮した必要 は現場に混乱が生じることの無いよ う老人保健施設等への転換について 介護保険施設については、町村

を適用すること。 た市町村が保険者となる住所地特例 入所する場合は、当該施設に措置し ている者が引き続き介護保険施設に 障害者施策の住所地特例が適用され 身体障害者更正施設等入所者で

9 その他

十分に行うこと。 解と協力を得るため、 介護保険制度に関する国民の理 的確な広報を

はかること なるよう、地域支援事業等の推進を 高齢者が可能な限り自立可能と

の機会を確保できるよう雇用対策を (3) 高齢者がその実態に応じ、 就業

期高齢者医療制度について、

その運

3 平成20年4月から施行される後

充実すること。

保するための対策を充実すること。 活動に積極的に参加できる機会を確 な仕事に従事し、教育、 認知症の高齢者に対する総合的 経済等社会

12 医療保険制度の一本化の実

維持運営に支障を来している。 び一般会計からの繰り入れについて 負担も著しく高額となっており、こ 率が高く、無職世帯も5割を超え、 は、もはや限界に達すなど、制度の れ以上の保険料 (税) の引き上げ及 加入者の所得額に対する保険料(税) 力を傾注しているところである。 の健全な運営のため、 市町村国保は他制度に比べ高齢化 市町村保険者は国民健康保険事業 日夜懸命の努

度の財政基盤の強化策を継続して推 共同安定化事業など国民健康保険制 2 保と被用者保険を一本化すること。 統合をさらに推進し、最終的には国 府県単位を軸とした保険者の再編・ 各医療保険間における保険料負担の 進すること。 格差・不平等の解消をはかり、 1 高額医療費共同事業や保険財政 国民皆保険制度を堅持するため、 都道

催

対策を推進すること。 知識と経験を活かせる適当

よって国は次の事項を実現された

ちしております。 多くの方々の積極的なご応募をお待 8年度 (第5期) の公募を開始する グラムを実施しております。200 を以下のとおりご案内いたします。 にあたり、本プログラムの応募要項 員を対象とした国内外での研修プロ 東京財団 東京財団では、市区町村の中堅職 2 0

供することにより、分権型社会にふ を目的としています。 さわしい人材の育成に貢献すること か、市区町村の職員に対し研修を提 地方行財政の重要性が高まるな

* 早稲田大学から50㎞以遠に居住す

る参加者については35万円を上限に

早稲田大学での追加受講料、・パス

総括研修)、地元と東京間の交通費、

東京での宿泊費、食費(国内研修) 参加者 (あるいは自治体) 負担分

ポート取得費、書籍購入代、

通信費

2 研修先・内容

費用補助あり

東京財団負担分

研究を通して対策を生み出せるよう 面する課題について、具体的な事例 実施します。地方自治体が実際に直 立大学 (米国オレゴン州) において 実践的に研修します。 早稲田大学およびポートランド州

られることが参加の条件となります。 国研修中はフルタイムで職場を離れ *12月に開催される総括研修(2日 間(東京16週、ポートランド7週) 間)にも参加いただきます。また、米 2008年4月~9月の約5ケ月

応募資格

- ・原則として45歳以下 ・市区町村の正規職員
- ・プログラムの全期間に参加できる こと
- 所属する自治体の長および直属の 上司からの推薦がある者

0 国内外研修プログラム、参加 8 年度 市区町村職 員

者 募

集

米国研

ます。 5 通訳をつけ、教材も日本語で用意し 修の基本的な部分には全て日本語の * 英語の能力は問いません。 費用負担 募集定員 15 名

目的

担します) 賃など、前項以外の経費を財団が負 宿泊費・食費、日米間の往復航空運 研修受講費用、ポートランドでの

公募・審査日程

3

実施期間

資料請求先 結果通知 (内定)」2007年11月 面接審査:2007年11月 書類審査:2007年10月 応募締切:2007年9月30日

東京財団 奨学事業部 港区赤坂1 - 2 - 2 日本財団ビル3階

detail.php?id=3 http://www.tkfd.or.jp/fellowship/ e-mail: scholarship@tkfd.or.jp 詳細はこちらからご覧ください 電話:03-6229-5503

活 動

の措置を講じること

営に支障を来すことのないよう万全

必要経費について、適切な措置を講 特に、電算処理システムにかかる

経過措置を設けること。 地域の実情に十分に配慮した必要な 現場に混乱が生じることの無いよう 合理的な医療費に関する方策 療養病床の再編にあたっては、

正化すること。 報酬包括支払方式を導入すること。 者や慢性疾患に対する合理的な診療 ② 高齢者を中心として、長期療養 ③ 薬価及び保険医療材料価格を適

より、 もに、レセプト及びカルテの電子化 (4) かかりつけ医機能の強化促進に レセプト審査を適正化するとと 不必要な重複受診を避けるこ

国の負担とすること。 難病等の特殊な疾病については

を推進すること。

で実施するなど十分に配慮するこ (7) 低所得者対策については制度外

生活習慣病対策を推進するとと 市町村保健事業を支援するこ

措置を講じること。 費に係る町村負担分について適切な 生活保護世帯の人工透析の医療

13 教育施策等の推進

第2608号

21世紀を切り拓く心豊かでたくま

要である。 れぞれの多様な個性や特性を尊重 しい子どもの育成を目指すため、 全体の活性化を図っていくことが重 おいて学習できる環境を整え、 ことができるよう、あらゆる場所に 己の人格を磨き、豊かな人生を送る する必要があるとともに、 し、生かし、育てる教育環境を整備 人々が自 社会 そ

よって、 国は次の事項を実現され

義務教育の充実改善

移譲すること。 育を行うため権限及び財源を地方に 域の実情に応じ、創意・工夫をこら しながら、地域のニーズに即した教 教育行政は自治事務であり、 地

等の問題行動が多発している現状に することができるよう必置規制を緩 れの地域の実情に応じて任意に設置 和すること。 (3) 一み、生徒指導の充実強化及び児 学校生活におけるいじめや非行

別支援教育の充実を図ること。 徒に対する教職員等の配置を含む特 動性障害) など障害をもつ児童・生 (4) 普通学級に在席する、LD (学 ADHD (注意欠陥・多

ついて、適切な措置を講じること。 また、統廃合に伴う既存施設の解 義務教育施設の耐震補強事業等に

3 (2)

(2) 教育委員会については、それぞ

童・生徒の豊かな心の育成を推進す

2 義務教育施設の整備等

業を推進すること。 動等青少年の意欲向上・自立支援事 した措置を講じること。 青少年の健全育成対策 青少年の社会への参画、

的に推進すること。 頻発に鑑み、専門的見地からの原因 究明をはじめ、その防止対策を総合

4 生涯学習等の振興

力の再生事業を推進すること。 生涯学習の振興方策及び地域教育

推進すること。

レーサビリティシステム (生産加工

イ 食卓へ生産情報を届けるト

度に基づき、食品安全行政を着実に

食品安全基本法」及び関連する法制

する安全と安心を確保するため、

. 消費者保護を第一に、食に対

の負担が過重になっていることに鑑 送受信料免除措置を継続すること。 に対する適切な措置を講じること。 (2) 史跡等整備事業など文化財保護 小・中学校等にかかる現行の放 文化財保護行政は、当該自治体

農業・農村対策の推進

14

進展等大変厳しい状況にある。 耕作放棄地の増加、国際化の一層の 高齢化の進展による担い手の減少 我が国の農業・農村は、過疎化・

が生じており、 として食の安全・安心を脅かす事態 の発生、食品の虚偽表示など、 海綿状脳症) や鳥インフルエンザ等 頼は著しく低下している。 また、国内外におけるBSE (牛 食に対する国民の信 依然

に策定された「食料・農業・農村基 農業・農村基本法を基礎として新た このような状況において、

体等については、町村の実情に配慮 体験活

本計画」を踏まえ、食の安全と安心

足腰の強い農業、農山村の構築を早 の確保をはかるとともに、安定した

急に実現する必要がある。

よって、

国は、次の事項を実現さ

最近の青少年による凶悪事件の

農業・農村基本計画」の推進

食の安全と安心の確保

食の安全と安心の確保と「食料

5 その他

理解が得られるよう努めること。 肉の取り扱いについては、安全性の 確保に万全を期すとともに、国民の また、 輸入が再開された米国産牛

な実施のための体制を整備するこ るとともに、その円滑な推進と適正 輸入食品を含め多くの食品に導入す 履歴情報を把握できる仕組み)を、

の適正な商品選択、安全性への関心 監視体制の整備をはかること。 かりやすく信頼される表示制度を確 き続きより一層の充実をはかり、 の原料原産地表示品目の拡大など引 の高まり等に資するため、加工食品 立するとともに、不正を見逃さない ウ 食品表示については、 消費者 わ

基準のポジティブリスト制度への移 食品衛生法に基づく残留農薬

はかること。 術の確立や対応マニュアルの普及を を来さないよう、農薬の飛散防止技 行に伴い、生産や流通の現場に混乱

食料・農業・農村基本計画の推

すること。 達成に向け、 において示された食料自給率目標の 新たな食料・農業・農村基本計画 関係施策を着実に推進

米の消費拡大 国内農業生産体制の強化と国 産

な環境を整備すること。 ステムが円滑に実施されるよう必要 業者団体による主体的な需給調整シ 今年産から導入された農業者・農 新たな米政策への円滑な移行

②農業生産の総合的な振興

措置など必要な対策を講じること。 して、省エネ技術の普及や金融税制 資材費の軽減対策を推進すること。 実、生産省力機械の開発普及、生産 業生産の総合的な振興をはかるとと 耕種と畜産の連携強化等による農 また、原油価格の高止まりに対応 野菜等の価格安定制度の充

層の推進をはかること。 肥の広域流通など畜産環境対策の一 をはかるため、処理施設の整備、 ア「家畜排せつ物法」の完全履行 堆

畜産対策の推進

のための万全の対策を講じるととも 発生原因を早急に究明し、再発防止 鳥インフルエンザについては、その BSE (牛海綿状脳症)及び

> 進すること ĺĆ 関連諸対策を引き続き強力に推

も補填制度を創設すること。 より関連事業者が被る損害について なお、鳥インフルエンザの発生に

ر ح 等の防疫対策の一層の強化をはかる 伝染病の国内侵入・まん延防止対策 また、 口蹄疫等畜産にかかる海外

国産米の消費拡大と食育等の推

ること。 ンの普及など米消費拡大策を強化す の再構築を目指すとともに、コメパ 米を中心とした日本型食生活

強化すること。 とともに、 計画に基づき、国民の食育に関する ため新たに策定された食育推進基本 身の健康と豊かな人間形成をはかる 施策を総合的かつ計画的に推進する 1 健全な食生活の実現により心 地産地消に向けた対策を

国内農産物の輸出推進

するとともに支援対策を強化するこ 国内農産物の需要の拡大をはかる 輸出促進に向けた環境を整備

3 WTO農業交渉への対応

税の導入を阻止し、重要品目の数を 提案」の実現に向け、粘り強い交渉 保障の確保などを内容とする「日本 を強力に展開するとともに、上限関 業の多面的機能への配慮や食料安全 の多様な農業の共存を基本とし、農 WTO農業交渉については、 各国

十分に確保すること また、各国と個別に行われるEP

業・農村の実情に十分配慮しつつ取 り組むこと。 貿易協定) 交渉においても、こうし た基本的な考え方のもとに我が国農 (経済連携協定)・FTA (自由

ど適切に対応すること。 などのわが国農業の重要品目につい て、関税撤廃の対象から除外するな は、米、小麦、牛肉、乳製品、 特に、日豪EPA交渉にあたって 砂糖

と経営構造対策の推進 地域農業の体質強化 地域農業の担い手の育成・ 確 保

るため、子どもの時から農業に親し 準の拡充をはかるなど総合的な対策 援対策の強化や認定農業者の認定基 な担い手となる認定農業者等への支 備するとともに、地域農業の中核的 める環境や就農情報の提供体制を整 を講じること。 新規就農者を広く内外から確保す

みを一層支援するための経営構造対 策を推進すること。 を含めた高付加価値農業への取り組 また、地域における加工、 流通等

(2) 農業経営安定対策の推進

度の周知徹底に努めるとともに、 断的経営安定対策については、 実な推進をはかること。 今年産から導入されている品目横 同制 着

れるよう制度の拡充をはかること。 なる経営の要件や作物の設定が行わ また、地域の実情に即して対象と

の推進 (3) 農地・ 水・環境の保全管理対策

の多様な実情を踏まえ、弾力的な運 強化すること。 るため、不在地主の農地や管理放棄 に対処し、国土の保全管理を推進す に、適切な財政措置を講じること。 用や事務負担の軽減に努めるととも 環境保全向上対策については、地域 域の共同活動を支援する農地・水・ された農地に対する適正管理対策を また、耕作放棄農地等の増加傾向 今年度から本格実施されている地

(4) 農業農村整備の推進と負担金の

等の円滑化対策を講じること。 の償還に対し、借り換えや繰り延べ を軽減するとともに、これら負担金 資するため、農家や地元町村の負担 農業農村整備事業の円滑な推進に

源を保全するための土地改良施設の 維持管理対策を強化すること。 また、 農地・農業用水等の地域資

優良農地の確保と有効利用

権限については町村長に移譲するこ 地利用の計画策定及び諸規制に係る 的に推進するとともに、 に応じた土地利用をはかるため、土 優良農地の確保と有効利用を積極 地域の実態

野生鳥獣害対策の推進

対策等を講じること。 深刻化しているため、 野生鳥獣による農業被害が広域化・ シカ、イノシシ、サル、 抜本的な防止 クマ等の 町

活 動

農業関係団体の見直し

ること 応じた弾力的な組織運営を可能とす 方を見直すとともに、地域の実情に 制の緩和など関係団体・組織のあり 直しを踏まえ、農業委員会の必置規 農業、農村に関する諸制度の見 近の地域農業構造の変化や食

(8) 流通・加工対策の推進

その条件整備をはかること。 生活文化環境等の整備 流通技術等の開発を促進するなど、 路の拡大をはかるため、 地域の農産物の高付加価値化、 農山村地域活性化対策の拡充と 加工·貯蔵· 眅

農山村地域振興対策の総合的推

かり、 ح 様な産業の振興を総合的に推進する 林業をはじめ地域資源を生かした多 地域の就業・所得機会の拡大をは 若者の定住をはかるため、農

促進すること。 報関連施設等生活文化環境の整備を る農山村の道路、集落排水施設、 また、都市と比べて立ち遅れてい 情

度の推進 新たな中山間地域等直接支払制度 新たな中山間地域等直接支払制

の推進 や事務負担の軽減等を進めること。 確保するとともに制度要件の弾力化 については、 農山漁村と都市との共生・対流 引き続き必要な予算を

農山漁村地域の活性化や都市と農

第2608号

受け入れに係る旅館業法等の諸規制 山漁村の共生・対流をはかるため、 な運用を可能とすること。 について地域の実態に即して弾力的 を強化するとともに、農山漁村での 農山漁村情報の都市側への提供体制

地方財政措置の充実

策」について適切な措置を講じるこ 地域活性化対策」及び「国土保全対 能の発揮をはかるため、「農山漁村 農山漁村地域の活性化と多面的機

農業技術の開発の推進

حے 工及び開発に関する研究を推進する をはかるため、地域の特性に応じた 費者ニーズに応じた新しい食品の加 農業に関する研究及び普及並びに消 生産性の向上や経営体質の強化等

配慮すること。 環境への影響や安全性の確保に十分 して生産した農畜産物については、 特に、遺伝子組み替え技術を活用

15 森林・ 林業対策の推進

進行している。 境は、国産材利用の回復の兆しがあ 事者の減少等依然として厳しい情勢 るものの、木材価格の低迷、 にあり、 我が国の森林・林業を取り巻く環 山村では過疎化・高齢化が 林業従

超える森林の多面的・公益的機能の 土保全、水源かん養等年間70兆円を Ź 大きな役割を担っているが、国 ?村は地域森林の維持管理におい

> 「森林・林業基本計画」に基づき森 林の整備、 定書の目標達成のためには、 の活性化を着実に推進する必要があ 発揮や地球温暖防止に向けた京都議 ಶ್ 国産材の利用拡大、

よって、

国は次の事項を実現され

しい森林づくりを推進するため、

森

京都議定書の目標を達成し、

林所有者や地方負担の大幅な軽減を

施策の総合的推進 「森林・林業基本計画」 に即した

伐期化、

複層林化等により、

多様な

解消するとともに、広葉樹林化、長 はかり、間伐等の森林整備の遅れを

森林への誘導をはかること。

また、間伐材の利用促進をはかる

総合的・計画的に推進すること。 の再生に向けて、森林・林業施策を 利用拡大を軸とした林業・木材産業 多様で健全な森林の整備や国産材の 画」に即し、国民のニーズに応えた たに策定された「森林・林業基本計

支援の仕組みを構築すること。 の創設・導入をはかるなど、国民的 客体とする新たな税財源として全国 山村対策の抜本的な強化をはかるた 森林環境税や環境税(温暖化対策税) 続的な発揮をはかり、森林・林業・ (2)

2 ルールの確立 林産物の特性に配慮した貿易

Ιţ めるとともに、 法伐採を抑制するルー ルづくりに努 輸入国双方の林業・木材産業の健全 続的利用の観点にたって、 とのEPA・FTA交渉等において な発展に資する貿易制度の確立、 林産物に関するWTO交渉や各国 地球環境の維持、 関税の引き下げ等に 森林資源の持 輸出国、

新たな 山村 基盤整備の推進 化することのないよう配慮するこ より国内林業の採算性がこれ以上悪

森林管理対策の充実強化と森林

「森林・林業基本法」 に基づき新

水や二酸化炭素排出源等を課税 森林の多面的・公益的機能の持

格な対応を求めること。

化するとともに、その使用に対し厳

ないという基本的な考え方のもと

違法に伐採された木材は使用し

に、その輸入に対する監視体制を強

自の方法を追加すること。

の対象に、「巻き枯らし」など地域独 とともに、間伐推進に係る補助事業

用を促進すること。 術の開発や樹種転換、 化・深刻化しているため、 かるとともに、より効果的な駆除技 る予防対策など防除制度の強化をは 増加を防ぐため、未発生地域に対す の生息環境や人との棲み分けに配慮 林の植栽や里山の整備など野生鳥獣 防止対策を講じるとともに、広葉樹 の野生鳥獣による林業被害が広域 イムシ等の森林病害虫被害の拡散・ した森林づくりを推進すること。 (3) シカ、イノシシ、サル、クマ等 また、松くい虫やカシノナガキク 被害木等の利 抜本的な

限については、地域の実情に精通し

保安林の指定・解除にかかる権

活 動

ともに、

世代交代による境界の不明確化、 森林整備地域活動支援交付金制度に をはかるための地域活動を支援する 措置を講じること。 化にあたっては、譲渡所得税の減免 の対策を強化すること。 森林経営の集約化や公的管理のため から放置森林が増大しているため、 材価格の低迷による採算性の悪化等 (5) 森林の有する多面的機能の発揮 (4) また、 相続に伴う森林保有の細分化、 公益性の高い森林の公有林 木

講じること。 ともに、 情に即した弾力的な運用に努めると ついては、事務の簡素化や地域の実 引き続き適切な財政措置を

画に基づき森林整備事業及び治山事 促進するため、森林整備保全事業計 環利用林」ごとに適切な森林整備を に応じて区分された「水土保全林」、 こと ている町村に移譲するよう措置する 森林と人との共生林」、「資源の循 森林法に基づき重視すべき機能

ため、 果的な駆除方法を早急に確立すると 大すること。 また、 侵入竹の駆除対策や簡易で効 竹材の用途開発や利用を拡 里山等の竹林化を防止する

貸付条件の改善を行うこと。

業を計画的に推進すること。

路に準じた扱いとすること。 とともに、用地費については一般道 林道等の新設・改良を推進 する

すること

なった原木の安定的供給体制を推進

を整備するとともに、

流域一体と

木材の拠点的加工・流通施設等

حے Ιţ 路 また、 の開設や災害時の復旧について 森林管理道に準じた扱いとする 森林管理道を補完する作業

第2608号

ランティア活動に対する適切な措置 を講じること。 を推進するため、 (9) 国民参加の森林や緑を守る運動 緑化推進事業、

う森林保全活動に対し適切な措置を 境の悪化を防止するため、 講じること。 廃棄物の不法投棄による森林環 町村が行

るため、通年雇用制度の確立、 すること 4 担い手の育成と経営改善 保障制度の整備、 林業労働力の確保・育成をは 研修制度等を充実 社会

備を推進すること。 保対策等必要な措置を講じること。 の集約化、 るため、担い手への森林施業や経営 修期間を延長するとともに、 ける技術・技能を習得するための研 ため、緑の雇用担い手対策事業にお 競争力のある木材産地を形成す 木材の加工流通体制の整 住宅確

産業等高度化推進資金の貸付枠の確 また、新規就業者の確保をはかる 国産材の安定供給と需要の拡大 農林漁業金融公庫資金及び木材 木材産業の体質強化をはかるた ボ

建 みよい環境をつ



この債券の発行によって調達した資金は、地方 公共団体の経営する公営企業や生活基盤整備等 の事業に融資されます。

当公庫は、政府保証国内債、政府保証外債、財 投機関債など投資家のニーズに合わせて多様な 債券を発行しています。

発行条件や格付情報など詳しくは当公庫ホーム ページをご覧下さい。

【http://www.jfm.go.jp/ の「投資家の皆様へ」】



公営企業金融公庫